

質問第一〇七号

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の
宗教性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

福 島 みずほ

参議院議長 関 口 昌 一 殿

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する

質問主意書

令和八年四月一日、陸上自衛隊玖珠駐屯地内の安全の碑の前において、部外団体である玖珠駐屯地後援会の主催による安全祈願祭（以下「安全祈願祭」という。）が実施され、駐屯地司令を始めとする玖珠駐屯地の隊員が参加・協力した。安全祈願祭には、信教の自由及び政教分離の原則に関わる日本国憲法上の重要な問題があると考えることから、以下質問する。

一 私の資料請求に対して防衛省が令和八年七月十六日に提出した資料（以下「防衛省資料」という。）のうち、「業務連絡」の「件名」には「令和八年度玖珠駐屯地安全祈願祭について（連絡）」と記載されている。また、安全祈願祭の「目的」は、「玖珠駐屯地後援会「なぐさ会」主催による安全祈願祭に参加して、訓練等の事故防止機運を醸成するとともに、年度間の安全を祈願する。」と記載されている。

1 前記の記載内容は事実か示されたい。

2 防衛省資料には、隊員の安全祈願祭への参加が任意である旨の記載がないと理解してよいか示されたい。

3 隊員に対し、安全祈願祭への参加が任意である旨をどのように連絡したか示されたい。

二 防衛省資料には、以下のとおり記載されている。

安全祈願祭 式次第

開会の辞

只今から陸上自衛隊玖珠駐屯地の安全祈願を執り行います

祭主一拝 一同祭主に合わせて一拝

修祓の儀 祭主祝詞奏上の間ご低頭ください お直り下さい

降神の儀 「けいひつ」の間ご低頭ください お直り下さい

献饌の儀

祝詞奏上 祝詞の間ご低頭ください お直り下さい

清祓の儀 三名祭主に随行し、お神酒・水・塩

玉串奉典 玉串の間雅楽を奏す

徹饌の儀

昇神の儀 「けいひつ」の間ご低頭ください お直り下さい

祭主一拝 一同祭主に合わせ一拝

閉会の辞

これをもちまして陸上自衛隊玖珠駐屯地の安全祈願祭を終了いたします

ご協力ありがとうございました。

1 前記の記載内容は事実か示されたい。

2 令和八年六月十六日の参議院外交防衛委員会において、政府は、安全祈願祭について、「社会の一般的慣習に従った儀礼行為として実施されたもの」と答弁した。しかし、防衛省資料を踏まえると、安全祈願祭は日本国憲法第二十条第二項にいう宗教上の行為、儀式又は行事に当たるのではないか、政府の見解を示されたい。また、少なくとも、その宗教性は否定できないのではないか、政府の見解を示されたい。

三 令和八年六月十二日付けの毎日新聞は、「（規則上）明確にアウト。やり方を改める必要がある」「後援会が主催というのは言い訳にならない」……。関係者によると、神式の慰霊行事を巡り駐屯地内

では、内部通達に抵触しうる可能性を懸念し、再考を促す声が出ていた。内々に問い合わせを受けた陸上幕僚監部も「対外説明の観点で国民に疑念を持たれないようにした方が良い」などと回答し、違反の可能性が高いとの認識を伝えていた。」と報道している。

陸上幕僚監部は、安全祈願祭の実施についてどのような問合せを受け、どのように回答したか示された
い。

右質問する。